

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年11月30日



「埼玉県SDGsパートナー」第10期140者を登録

埼玉県は、全県のステークホルダーがワンチームでSDGsに向け取り組んでいく「埼玉版SDGs」を推進しています。

その中で、自らSDGsに取り組む県内企業・団体等を県が登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度を令和2年11月から実施しています。

この度、第10期登録（令和5年8月～令和5年10月受付分）において140者を令和5年11月30日（木）付けで登録しました。

「埼玉県SDGsパートナー」は、現在の1,372者と合わせ、累計1,512者となります。

また、第11期登録申請を、令和5年12月13日（水）10時から受け付けます。
（締切は令和6年2月2日（金））

引き続き、SDGsに取り組んでいる県内企業・団体等の皆様の申請をお待ちしています。

【第10期登録について】

1 登録者数

140者（別添一覧表参考）

※令和5年11月30日（木）以降順次、県ホームページ内にも一覧で紹介します。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

※登録者には、登録証を交付します。（右記参照）

また、県ホームページにおいて活動内容を紹介します。



【第1期登録申請について】※第1期～第10期登録申請と要件は変わりません。

1 対象 ※個人は対象ではありません。

埼玉県内に本社又は支社等を有し、県内で事業活動を行う企業・法人・個人事業主、NPO、団体、大学等が対象となります。

ただし、国・地方公共団体は除きます。

2 登録要件

以下の2つの要件をクリアすること。

- (1) 環境、社会及び経済の3つの分野において、それぞれSDGsに係る取組及び指標が設定されていること。
- (2) SDGs達成に向け、実施している、又は実施する予定である取組の内容が具体的かつ明確であること。

3 登録申請方法

令和5年12月13日(水)10時から「埼玉県電子申請・届出サービス」により登録申請受付を開始します。

詳細は県ホームページ内「埼玉県SDGsパートナー」を御覧ください。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

登録申請締切は、令和6年2月2日(金)です。

※登録申請完了だけでは、登録とはなりません。

4 登録まで

登録申請締切後、申請内容について県で確認を行います。(必要に応じて申請者に連絡・確認を行います。)

必要書類が整い、要件を満たしている場合は、令和6年3月31日(日)付けで登録する予定です。

登録完了通知は、申請の際に登録いただいた電子メールアドレスに送付します。

5 登録について

登録証を交付するとともに、取組内容等を県ホームページで紹介します。

3年ごとに更新を受けなければ、効力を失います。

また、登録から1年経過ごとに取組の進捗状況(指標)を県に報告していただきます。